

三原市医師会病院

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2 目標と取組内容

目標①現在、女性職員の割合に対して女性管理職の割合が少ない状態である。この女性管理職割合を増やすために管理職教育に取り組むことで、女性管理職の割合が50%になるよう目指していく。

目標②子の看護休暇制度の利用実績を男女ともに（対象となる層）40%以上とする。
当院ではワークライフバランスを重視しており、子育て世代の負担軽減を目的とし看護休暇を取得しても出勤として取り扱っている。対象となる職員に対して制度の周知や相談を強化することで取得促進していく。

取組内容①

令和8年4月～ 定期的に管理職の割合を確認し、部署で管理職の男女割合に偏りがないかなど分析を行う。

令和8年4月～ 分析結果をもとに管理職養成研修を行い女性管理職の割合50%になるように取り組む。

取組内容②

令和8年4月～ 職場全体へ制度や申請方法などの周知を行い、取りやすい環境を作る。

令和8年4月～ 随時集計を行い、実績を出して取得率が低い職員へは個別で案内をする。

三原市医師会病院 一般事業主行動計画

三原市医師会病院職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を整備することにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内の育児休業取得率を男性20%・女性80%以上を目指す。

<対策>

- 令和8年4月～ 職員への男性の育児休業等の取得に関する情報の周知
- 令和8年4月～ 職員へ育児休業等についての相談窓口（総務課）及び随時相談受付の案内

目標2： 所定外労働の削減に取り組み、一人当たりの所定外労働時間を1カ月平均20時間以下にすることを旨とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 院内報や院内掲示板を活用し、時間外労働時間の削減を呼びかける。
- 令和8年4月～ 時間外労働が多い職員をピックアップし所属する所属長へ注意喚起をする。
- 令和8年4月～ 安全衛生委員会(毎月開催)にて検討・報告

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上取得する。

<対策>

- 令和8年4月～ 院内報や院内掲示板を活用し、年次有給休暇の取得を促す。
- 令和8年4月～ 年次有給休暇の取得実績を定期的に確認し、取得状況が良くない部署や職員については該当部署長へ注意喚起する。
- 令和8年4月～ 安全衛生委員会(毎月開催)にて検討・報告

・男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	73.6%
正規労働者	71.6%
パート	65.5%

・管理職に占める女性労働者の割合・・・39%

・係長級にあるものに占める女性労働者の割合・・・83%

・有給休暇取得率・・・78%

管理職に占める女性労働者の割合・・・39%

管理職 23名 女性 9名

係長級にあるものに占める女性労働者の割合・・・83%

有給休暇取得率・・・78%

男女の賃金差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	73.6%
正規労働者	71.6%
パート	65.5%